

千葉市社会教育施設保全計画 〔公民館・図書館〕

令和7年8月

千葉市教育委員会

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 対象施設	3
5 資産経営の基本的な考え方	3
第2章 社会教育施設の現状	5
1 社会教育施設を取り巻く状況	5
(1) 人口動向	5
(2) 世帯数及び平均世帯人員	5
2 社会教育施設の現状と課題、目指すべき将来像	6
(1) 社会教育施設の整備状況	6
(2) 公民館	7
(3) 図書館	9
第3章 社会教育施設再整備の基本的な方針等	12
1 再整備方針	12
(1) 基本的な考え方	12
(2) 再整備手法検討の流れ	12
(3) 再整備に着手する優先順位の考え方	14
(4) 再整備後の目標使用年数	14
(5) 再整備において配慮する事項	15
(6) 標準的なスケジュール	16
(7) 市民理解の促進・市民ニーズの反映	17
(8) 推進体制	17
2 対象施設ごとの対応方針	18
(1) 計画期間中に建替えにより再整備する施設	18
(2) 計画期間中に改修により長寿命化を図る施設	19
(3) 次期計画以降で対応または検討する施設	20
3 事業費の推計	21
(1) 推計の考え方	21
(2) 計画期間の事業費	22
【参考】	23
1 公民館の配置状況	23
(1) 市全体の配置状況	23
(2) 区ごとの配置状況	24
2 図書館の配置状況	27
3 関係法令	28

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

千葉市における公民館は、社会教育法が施行された昭和 24（1949）年以降、中学校区を基本単位として順次整備が進められ、現在 47 館が社会教育施設として地域に根差した活動拠点として整備されています。

また、図書館についても、昭和 45（1970）年に策定した千葉市立図書館網計画に沿い、これまで市内全域に順次図書館の整備を進めてきました。

これら社会教育施設の多くは昭和 40～50 年代に建築された施設であり、老朽化対策が課題となっていることから、今後、大規模改修や更新等に係る費用が集中的に必要となり、財政状況が厳しくなることが予測されます。

さらに、施設配置については、昭和 40 年代の社会構造などを基に考えられたものであり、将来の人口減少や少子高齢化の進展を見据えた考え方と乖離していることから、設置場所や規模も含めて再検討が必要な状況にあります。

特に、公民館については、生涯学習の振興に寄与するため、生きがいつくりや健康増進に関する各種講座、さらには子育て支援の取り組みを一手に担ってきましたが、その後にいきいきプラザや子育て支援館など専門性の高い施設が設置され、市民ニーズが変化していることから、施設の果たすべき役割を再検討する必要があります。

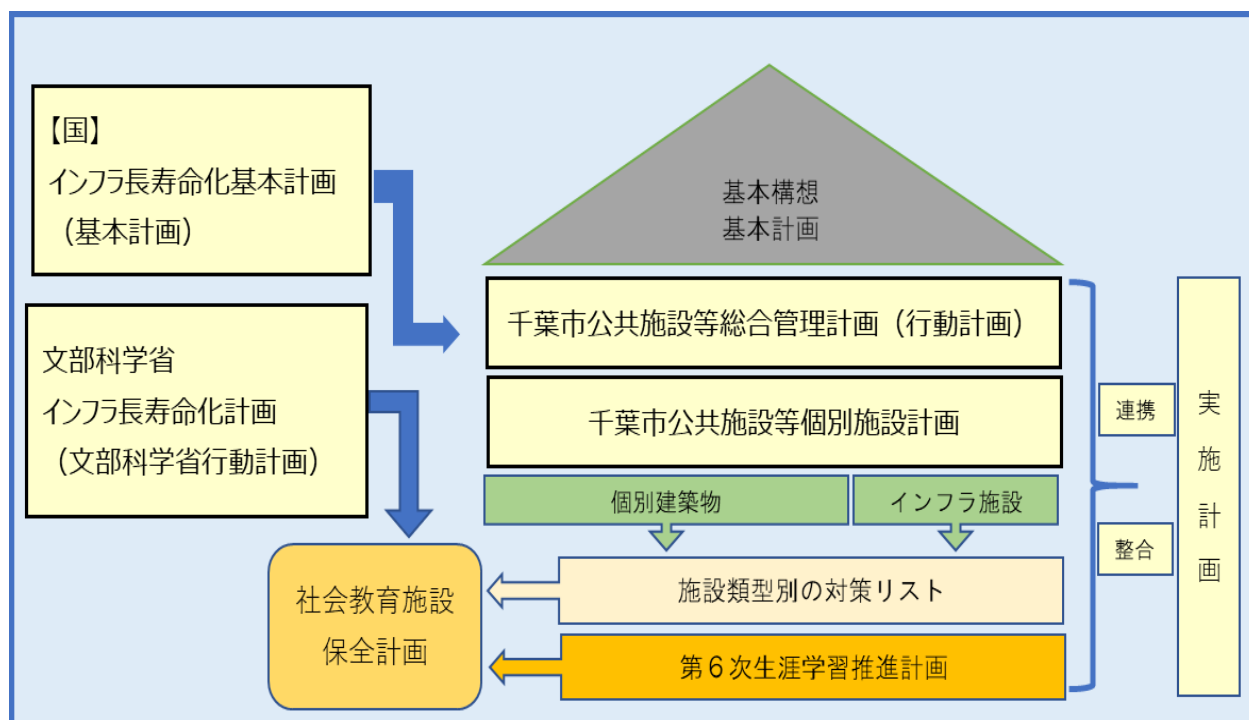
こうしたなか、本市では、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにするため「千葉市公共施設等総合管理計画」を平成 27（2015）年 5 月に策定しました。

本計画は「千葉市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として、公共施設を取り巻く現状と課題を総合的に踏まえ、中長期的な視点から、個別施設の具体的な対応方針等を定めるもので、今後見込まれる施設の維持・更新コスト、将来の財政状況を勘案し、社会教育施設を適切に維持できるよう、令和 7（2025）年度からの対応方針等を示すことを目的としています。

なお、「千葉市資産経営基本方針」において「施設の新規整備（新設などの量的拡大を伴うもの）については、既存施設の有効活用や民間施設の活用を図るなどにより、原則として行わないこととします。」とあることを踏まえ、本計画は、施設数を増やさないことを前提としています。

2 計画の位置づけ

国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえた本市における行動計画（公共施設等総合管理計画）である「千葉市公共施設等総合管理計画」と「千葉市公共施設等個別施設計画」を上位計画とし、社会教育施設の具体的な対応方針等を示す個別施設計画として位置付けます。

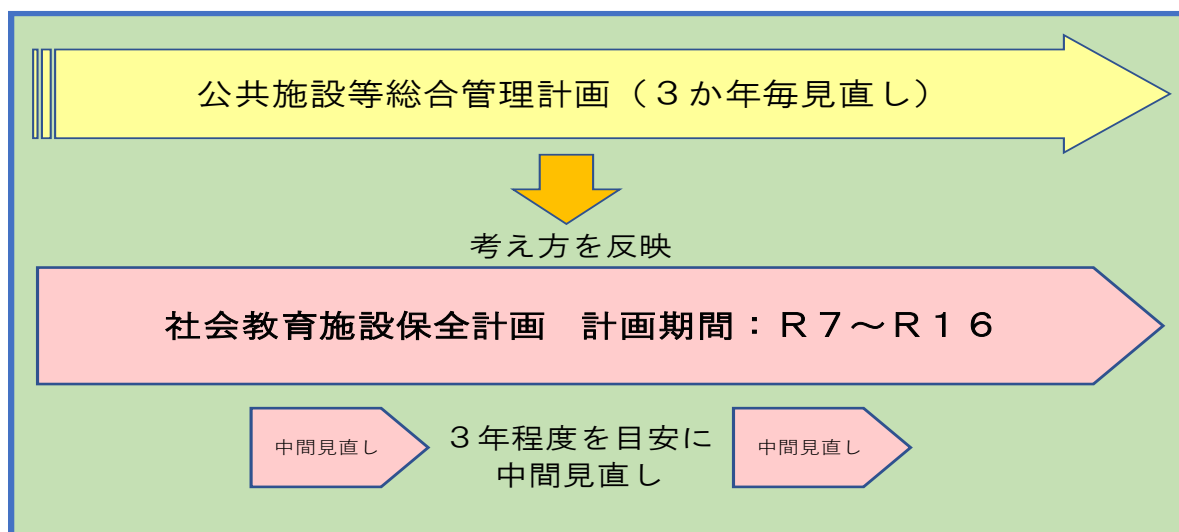


3 計画期間

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度の10年間とします。

また、3年程度を目安に計画の中間見直しを行うことで、「千葉市公共施設等総合管理計画」の見直し内容や社会教育施設を取り巻く状況などを適切に反映していきます。

【本計画全体のロードマップ】



4 対象施設

公民館 47 施設、図書館 14 施設の計 61 施設を対象とします。

【対象施設の考え方】

- ・本計画では、市内の公民館 47 施設と図書館 15 施設のうち中央図書館を除く 14 施設を対象としています。
- ・中央図書館は、施設規模が他施設と比べて大きく、改修等には多額の費用を要すること、本市の図書館サービスを推進する基幹的施設であり、改修等を行う際は特に市民サービスに与える影響を考慮して計画する必要があることから、別途検討することとします。

（参考）施設規模について

- ・中央図書館（複合施設の生涯学習センターを含む） 約 20,000 m²
- ・図書館（中央図書館除く） 約 200 m²～2,800 m²

【計画期間と施設整備の考え方】

- ・計画期間は、上位計画である「千葉市公共施設等総合管理計画」に合わせ 10 年間としています。
- ・計画では 61 施設を対象としていますが、計画期間の 10 年間ですべての対象施設を再整備することは、多額の事業費を要することから現実的ではありません。
- ・そこで、本計画では、第 3 章「社会教育施設再整備の基本的な方針等」に基づき、対応方針の調整を行い順次再整備を進めることとしています。

※計画期間中に再整備を行う具体の施設は P18～19 を参照。

5 資産経営の基本的な考え方

「千葉市資産経営基本方針」では、将来にわたって持続可能な都市経営を行うため、次の 3 点を基本的な考え方としています。

1 資産の効率的な利用を進める

- ・世代構成の変化やその他の社会経済情勢の変化に伴う、施設の利用状況などの現状と将来の市民ニーズの変化の見通しを的確に踏まえつつ、施設と機能（公共施設等において提供している市民サービス）を明確に分離して整理し、施設重視の考え方から機能優先へ考え方を転換することで、資産の効率的な利用を進めます。
- ・余剰施設やスペースの売却・貸付についても一体的に検討します。
- ・施設管理の一元化や、施設更新時等における P F I の導入などにより管理・運営の効率化やコストの縮減を促進します。
- ・市が保有する施設の使用を前提としない市民サービスの提供を、積極的に検討します。

2 資産総量の縮減を進める

- ・将来の人口減少に伴い、今後、施設ニーズの総量が減少に転じる見通しであることから、効率的な利用を図ったうえで余剰となる施設や必要性の低い施設については、解体・撤去や処分（売却等）などを行い、資産総量の縮減を進めます。
- ・施設の新規整備（新設などの量的拡大を伴うもの）については、既存施設の有効活用や民間施設の活用を図るなどにより、原則として行わないこととします。
- ・施設の更新（建替えなどの量的拡大を伴わないもの）が必要な場合は、
 - ①床面積の縮小
 - ②同一用途の複数施設をより少ない施設規模や施設数に集約する（集約化）
 - ③複数の用途の異なる施設を複合的に配置する（複合化）など、資産総量の縮減のための方策を検討します。
- ・大規模改修や建替えが必要となる施設については、周辺施設の活用可能性などを十分に検討したうえで実施の可否を判断するとともに、その時期については、直近の財政状況を踏まえた平準化などを併せて検討します。

3 計画的な保全による施設の長寿命化を進める

- ・効率的な利用を図ったうえで、引き続き活用する資産については、施設全体に関する財政負担を中長期的な視点から縮減するため、計画的な保全を推進し、施設の長寿命化を進めます。
- ・計画的な保全にあたっては、ライフサイクルコストに基づく中長期的な財政負担を踏まえた改修・修繕予算の確保と、その効率的な配分を行います。
- ・また、老朽化対策や、耐震・ユニバーサルデザイン・環境などの機能改善を適切に行うほか、適切な維持管理に基づく取り組みを推進するとともに、維持管理コストの縮減を図ります。

第2章 社会教育施設の現状

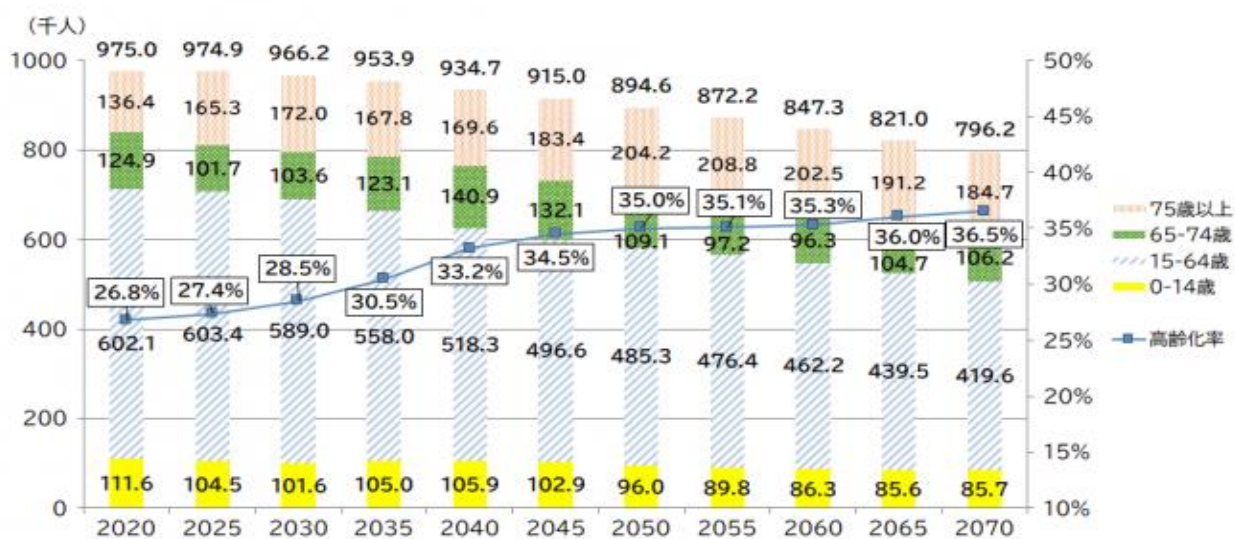
1 社会教育施設を取り巻く状況

(1) 人口動向

本市の人口は、戦後の工業化や大規模住宅団地の造成、周辺町村との合併や臨海部の埋立てなどに伴い、1960～70年代を中心に急増し、その後も緩やかな増加が続いています。

しかしながら、今後は減少に転じ、令和12(2030)年には96万6千200人を見込むとともに、その後も緩やかに減少が続く見通しです。

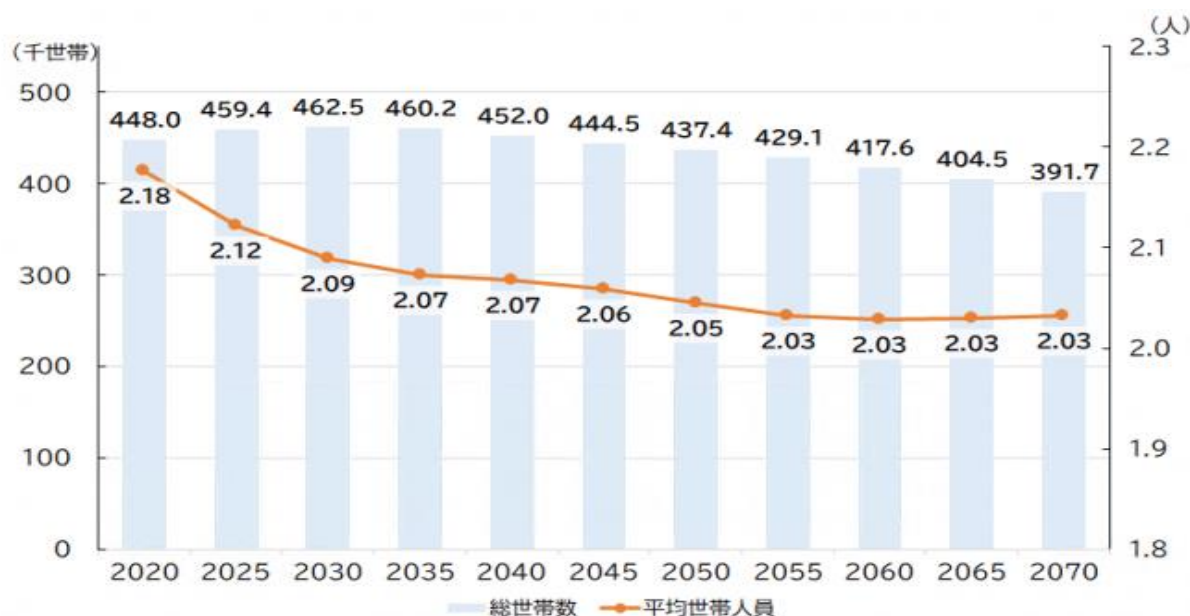
生産年齢人口・年少人口は減少する一方で、高齢者人口は増加し、令和32(2050)年には、市内人口のおよそ35.0%が高齢者となる見込みです。



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）

(2) 世帯数及び平均世帯人員

世帯数は、令和12(2030)年にピークを迎え、平均世帯人員は、令和2(2020)年より減少傾向が続く見通しです。



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）

2 社会教育施設の現状と課題、目指すべき将来像

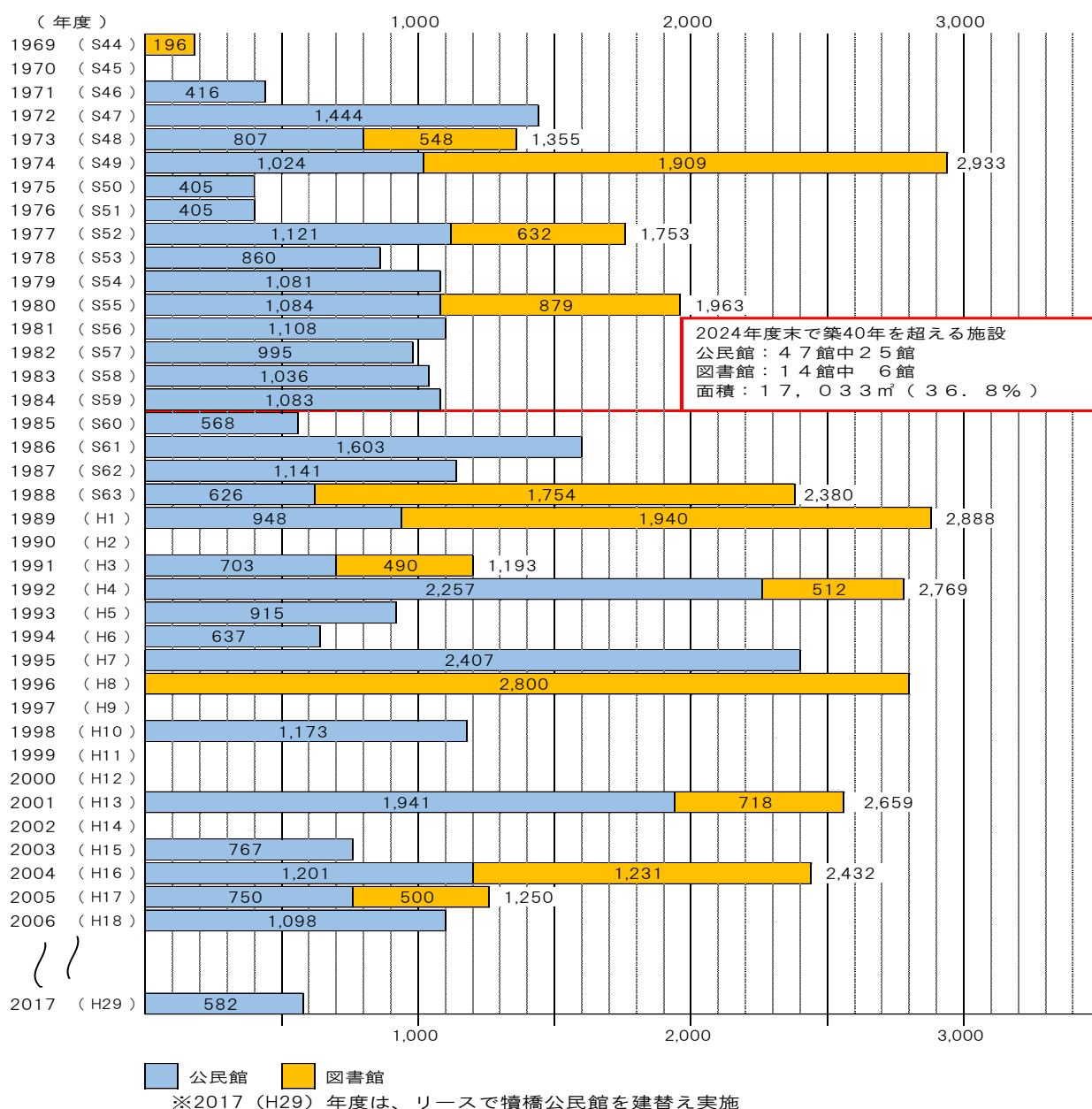
(1) 社会教育施設の整備状況

公民館は、昭和 24（1949）年度以降、中学校区を整備単位として順次整備が進められ、平成 18（2006）年度におゆみ野公民館が完成し、現在の 47 館体制となりました。なお、現存する公民館としては、昭和 46（1971）年度に整備した葛城公民館が最も古い施設になります。

図書館は、昭和 45（1970）年に策定した千葉市立図書館網計画に沿い整備が進められ、平成 29（2017）年度にみずほハスの花図書館（花見川区役所との複合施設）が完成し、現在の 15 館体制となりました。なお、現存する図書館としては、昭和 44 年（1969）年度に整備した旧土気町役場（現土気市民センター）内に設置している土気図書室が最も古い施設になります。

計画対象施設全体の延床面積 46,295 m²のうち、36.8%にあたる 17,033 m²が令和 6（2024）年度末で、築 40 年を経過する状況であり、老朽化対策が課題となっています。

【計画対象施設の整備状況】



(2) 公民館

ア 現状と課題

本市の公民館は、地域における学習・交流の拠点施設として、活力と潤いのある地域社会の実現のため、70 余年にわたり大きな役割を果たしています。

社会環境の変化により、地域における人の繋がりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、地域コミュニティ機能が低下していることが否めない現在、公民館に対しては、地域に密着した活動・取り組みが期待されています。

本市の公民館は、47 館のうち 25 館が昭和 40 年代から 50 年代に建てられ、築 40 年を経過しています。これらの公民館は鉄筋コンクリート造で、これまでに大規模改修を実施していないことから、経年劣化による老朽化が進んでいます。また、トイレの洋式化については、令和 4（2022）年度に全ての公民館で整備が完了していますが、エレベーターの未設置など、バリアフリー化に十分な対応ができておらず、全ての利用者が安心して利用できる施設となっていない状況にあります。今後は、空調設備や屋上防水工事等の施設改修を実施するとともに、施設の複合化を含めた再整備を行う必要があります。

イ 目指すべき将来像

新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域社会に活かし、多様な主体と連携・協働を図ることで、持続可能な社会の形成に資する拠点になることを目指します。

ウ 今後の役割

文部科学大臣の諮問機関として文部科学省内に設置されている中央教育審議会が平成 30（2018）年 12 月に示した答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、「今後の社会教育施設は、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組みや、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点としても位置付けられるべき」とされています。

このように公民館は地域に密着した活動・取り組みが期待されていることから、本市では第 1 次実施計画及び第 6 次生涯学習推進計画に「公民館の機能拡充」及び「社会教育施設保全計画の策定」を位置づけ、子育て世代、子どもの居場所づくりなどの地域開放や防災拠点としての「つどう」場、地域課題解決のための講座開催などの「まなぶ」場、専門的な機関と住民を結び付け相談支援体制を強化する「むすぶ」場として、地域拠点としての役割を担い続けられるよう取り組んでいきます。

【今後の公民館に求められる役割】

➡地域拠点としての役割

- ・「つどう」場（特に子育て世代や子どもを対象とした地域開放や防災拠点）
- ・「まなぶ」場（地域課題解決のための講座開催）
- ・「むすぶ」場（専門的な機関と住民を結び付け相談支援体制を強化）

第1次実施計画（抜粋）

公民館の機能拡充

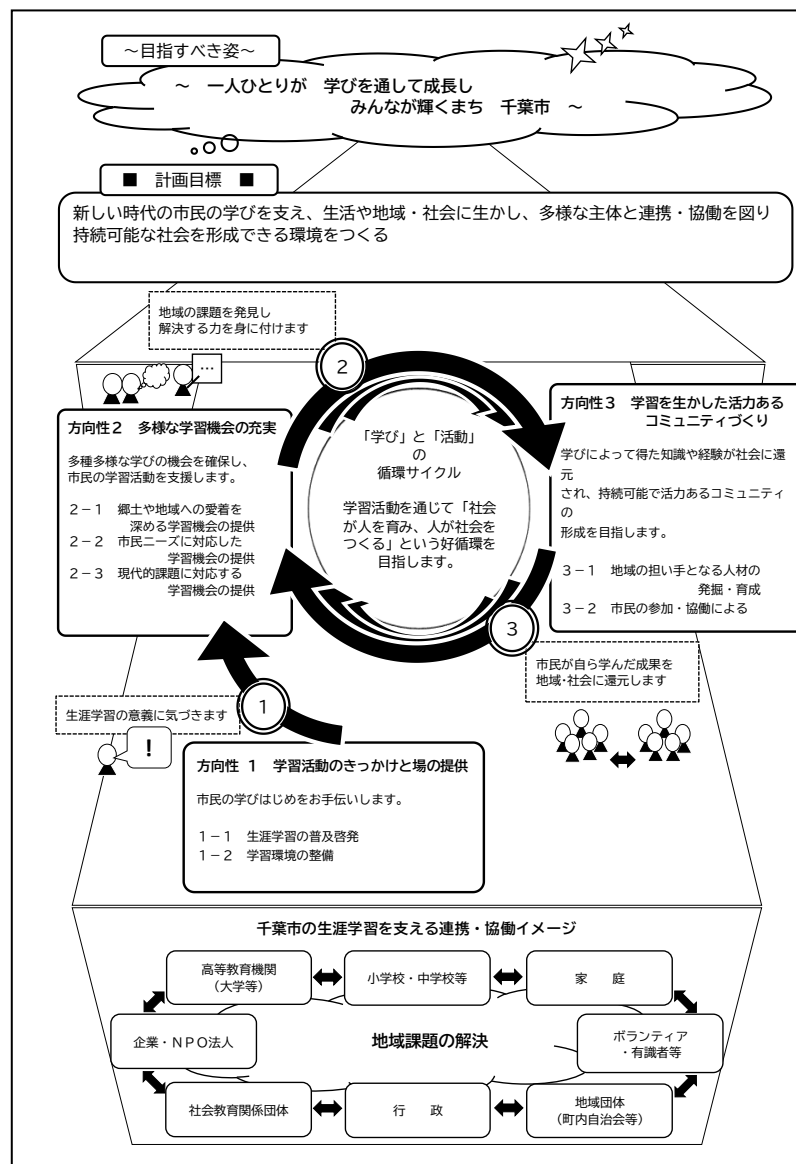
地域の社会教育活動の活性化を図るため、公民館における社会教育主事有資格者の配置やオンラインを活用した主催講座を充実するほか、公民館をより身近な地域活動拠点にするため、地域課題の解決に資する講座を開催するとともに、その成果が地域に還元される仕組みづくりを進めます。

第6次生涯学習推進計画（抜粋）

2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点

（4）公民館が身近な地域活動拠点としての機能をより一層発揮するため、社会教育主事有資格者の更なる活用や社会教育士との連携の強化を図ることにより、各地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進め、公民館の機能強化を図ります。

【第6次生涯学習推進計画の全体像】



(3) 図書館

ア 現状と課題

中央図書館をサービスの核的な拠点に位置付け、図書館 15 館、公民館図書室 21 室に加え、移動図書館車や図書返却ポストにより図書館網を構築し、サービスを展開しています。

また、「みずほハスの花図書館」等、新たな図書館づくりのモデルとして、子どもたちが利用しやすい環境づくり、貸出サービスの自動化（機械化）など、図書館サービスの充実や利便性向上を図る取組みを進めています。

一方、インターネットが普及し、手軽に情報を入手することできる状況のもとでは、図書館が現状の役割を担うだけでは社会から取り残されかねないため、社会情勢等を踏まえた本市の図書館の在り方を検討し、変革していくことが求められています。

また、人口減少社会や厳しい財政状況において、効果的・効率的に図書館全体を運営していくため、地区図書館分館等の在り方、所蔵資料の利用状況に応じた施設の有効活用、物流機能及び保管機能の見直し等が検討すべき課題となっています。

本市の図書館は、本計画策定時点において、築 40 年を経過する施設があるように、今後、施設の老朽化への対応が必須であり、施設のコンパクト化や他公共施設等との複合化などの対応を検討していく必要があります。

イ 目指すべき将来像

千葉市図書館ビジョン 2040 において、本市図書館の将来像を「知の循環をつくり、未来へつなぐ知を生み出す「知の拠点」としています。本市図書館は、「知」を集め、「知」を見える化し、「知」をつなげる環境整備や仕組みづくりを進め、市民による新たなまちづくりに関する知恵の創出を支援します。

【千葉市図書館ビジョン 2040 8 ページ】

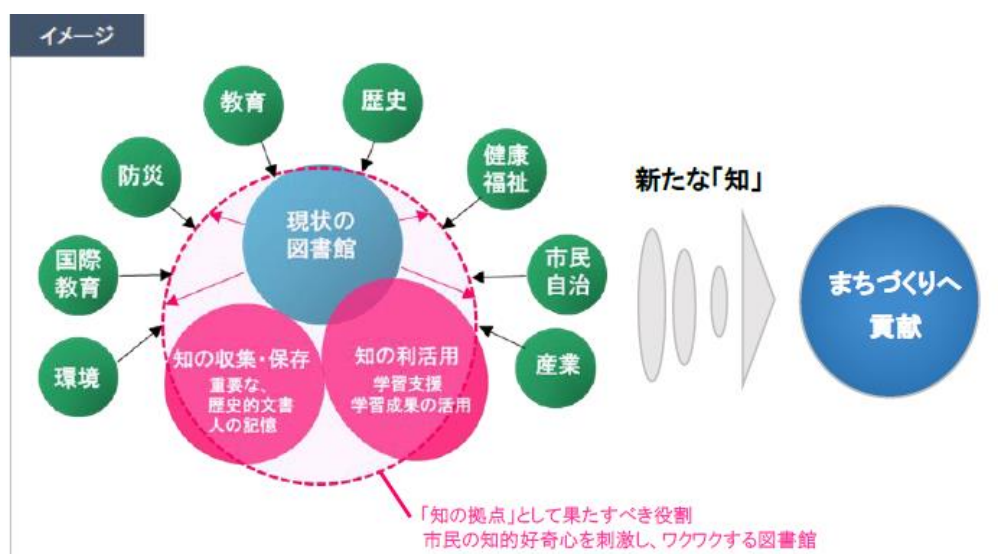
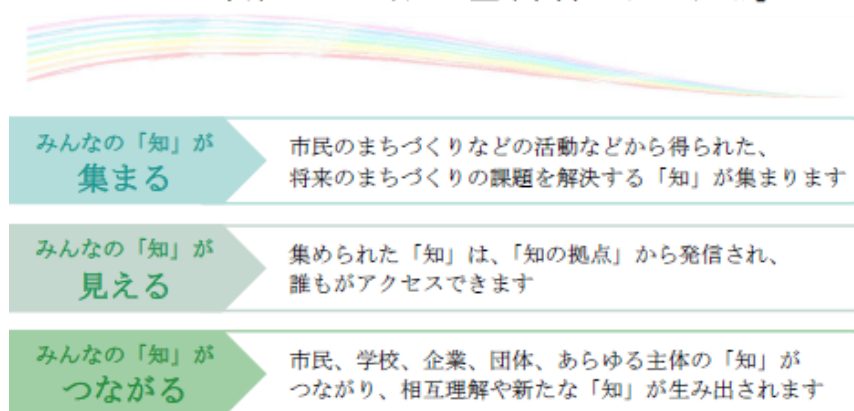


図 3 「知の拠点」として果たすべき役割（イメージ）

知の循環をつくり、
未来へつなぐ知を生み出す「知の拠点」



※「知」とは、市民のまちづくりなどの活動から得られた、将来のまちづくりの課題を解決する知恵を指します。



図 4 「知」の循環のイメージ

ウ 今後の役割

これからの図書館の役割として、これまでも取り組んできた市民の読書活動への支援に加え、図書館独自の「強み」の構築と、本市の活性化などまちづくりへの貢献が重要です。

この2つの観点を満たすコンテンツは、様々なまちづくりに関わる活動を通じて得られる市民一人ひとりの「知」であると考えられ、本市の図書館にとって、市民の「知」を収集・記録・可視化した上で、新たな「知」を生み出す活動を展開することや知的活動を支援する場の提供へと発展させていくことは、地域における「知の拠点」として果たすべき重要な役割といえます。

【千葉市図書館ビジョン 2040 7 ページ】

【各館の役割】

【中央図書館】 ⇒ 未来へつなぐ「知」に関する情報センター

- | | | |
|------------------------------|---|------------|
| ・まちづくりの課題を解決する知恵を生み出す各種取り組み※ | → | 地域情報館的サービス |
| ・専門的な資料の収集、高度なレファレンス など | → | 専門的サービス |
| ・資料の貸出・返却、おはなし会等のイベントの実施 など | → | 基礎的サービス |

※（例）市民の記憶にとどまっているまちづくりに関する知恵や体験の掘り起こし・記録・見える化（**オーラルヒストリー**など）や知の交流を促すイベント（**ワークショップ**など）の開催

【地区図書館】 ⇒ 地域の活動を支える情報センター

- | | | |
|--------------------------------|---|---------|
| ・地域の歴史・文化等の特性に応じた専門的な資料※の収集 など | → | 専門的サービス |
| ・資料の貸出・返却、おはなし会等のイベントの実施 など | → | 基礎的サービス |

※（例）若葉図書館：地域の自然・文化（加曽利貝塚など）への理解 及びESDの推進に資する資料や、地域団体等の活動記録

【地区図書館分館】 ⇒ 市民の読書活動を支える身近な拠点

- | | | |
|-----------------------------|---|---------|
| ・資料の貸出・返却、おはなし会等のイベントの実施 など | → | 基礎的サービス |
|-----------------------------|---|---------|

第3章 社会教育施設再整備の基本的な方針等

1 再整備方針

(1) 基本的な考え方

「千葉市公共施設等総合管理計画」が示す公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や、公民館と図書館の今後の役割や目指すべき姿を踏まえ、施設毎の状況に応じ、適切な対応方針を検討します。

対応時期については、特定の時期に財政支出が偏らないよう配慮しながら、施設毎の建築年度の古い順を基本とし、資産の有効活用に向けた利用調整の状況や近隣公共施設等の整備予定状況、施設・設備の劣化状況等を踏まえ、総合的に判断します。

また、社会教育施設の総量（総延床面積）については、再整備を行う際に「千葉市公共施設等総合管理計画」の目標に準じ、施設規模のコンパクト化を図ります。

【施設規模のコンパクト化】

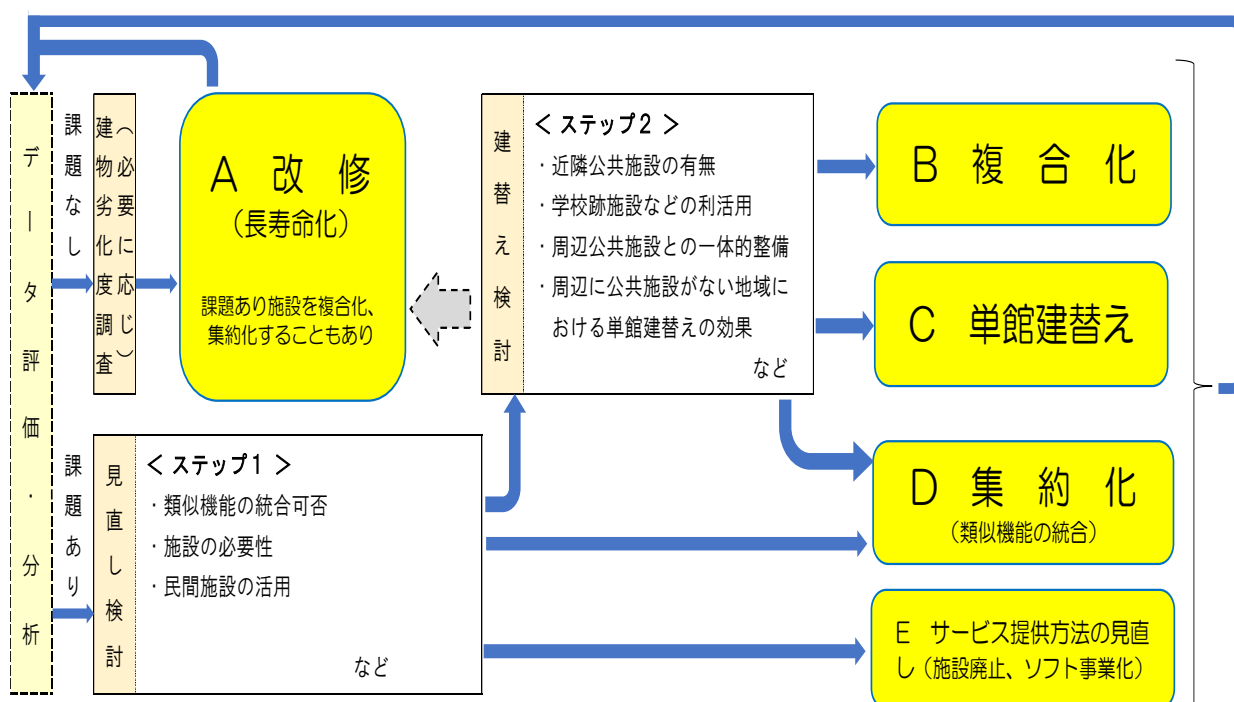
建替えにあたり、稼働率の高い諸室は現状を維持するなど必要な面積は確保した上で、稼働率が低い諸室は見直しを行うほか、複合化する場合はロビーやトイレ、エレベータなどを共有化し、社会教育施設全体としてコンパクト化を図ります。

(2) 再整備手法検討の流れ

＜再整備検討フロー＞

フローに沿って施設毎に検討を行い、A～Eにより対応する。

また、利用者の安全面に配慮し、随時、施設維持に必要な「修繕」を行う。



注：「A 改修」には大規模改修を含む。

注：「建替え検討」では、まず、複合化の可否を検討し、可能な場合は「B 複合化」により対応する。

・改修

公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの。
例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

・大規模改修

外部改修や空調改修などの各改修の実施時期を調整し工事集約的に改修を行うこと。

・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる補修、修繕など。

なお、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないもの。

例えば、消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

・複合化

用途の異なる複数の施設を一体の建物として複合的に整備すること。

・集約化

用途が類似する複数の施設をより少ない施設規模や施設数に集約すること。

・建物劣化度調査

大規模改修の実施設計に先立ち、改修の必要性、建物の劣化部位・設備、必要な道連れ工事などを把握する調査。

【千葉市公共施設等総合管理計画 参照】

①データ評価・分析

建物性能（築年数、耐震性能など）、利用度、運営コスト、市民ニーズなどのモニタリングにより、施設を評価・分析します。

評価・分析の結果、課題のない施設は「改修」により施設の長寿命化を図ります。

【※再整備検討フロー：A改修】

また、大規模改修にあたっては必要に応じ建物劣化度調査を行います。

②見直し検討＜ステップ1＞

①の結果、課題のある施設は、類似機能の統合可否、施設の必要性、民間施設の活用などの観点から、見直しを検討します。

検討の結果、類似機能の統合が可能な場合は「集約化」により、民間施設の活用などが可能な場合は「サービス提供方法の見直し」により対応します。

【※再整備検討フロー：D集約化、Eサービス提供方法の見直し】

これらにより、既存施設が不要となった場合は、施設の解体・撤去を行います。

③建替え検討<ステップ2>

②の結果、引き続き、施設の維持が必要な場合は、施設の建替えを検討します。

検討にあたっては、まず、近隣公共施設の有無、周辺公共施設との一体的整備などの観点から、複合化の可否を検討し、可能な場合は「複合化」により対応します。複合化は、公民館と図書館といった複数の社会教育施設の複合化や市民センターや学校などの他の公共施設との複合化などが考えられます。【※再整備検討フロー：B複合化】

近隣公共施設等との複合化が難しい場合は、検討の結果、効果が認められる場合には、「単館建替え」により対応します。【※再整備検討フロー：C単館建替え】

また、建替え検討の結果、改めて類似機能の統合が可能と判断した場合は「集約化」を行います。【※再整備検討フロー：D集約化】

なお、「複合化」や「集約化」は、施設の建替えだけでなく、「改修」を行う施設へ改修等に合わせて行う場合もあります。

(3) 再整備に着手する優先順位の考え方

ア 建替えにより再整備する施設

(2)の再整備手法検討の結果、建替え(複合化、単館建替え、集約化)により再整備する施設の優先順位については、以下の①を基本としつつ、②及び③にも配慮しながら総合的に判断します。

- ① 建築年度が古い施設
- ② 資産の有効活用に向けた利用調整が整い、対応方針が決定した施設
- ③ 学校跡地利活用など、近隣公共施設等と一体的に再整備することが市民サービスの維持向上及び財政負担の平準化に寄与すると考えられる施設

また、近接する複数の施設で、同時期に休館などの利用停止が伴う再整備は行わないよう配慮します。

なお、施設、設備に不具合が発生するなど、早急に対応する必要が生じた施設については、再整備を行うまでの間、利用者の安全面に配慮し、施設維持に必要な修繕を行います。

イ 改修により長寿命化を図る施設

(2)の再整備手法検討の結果、改修により長寿命化を図る施設については、築年数順を基本に、築後20年及び40年を目途に空調改修等の改修、築後30年を目途に大規模改修により対応します。

(4) 再整備後の目標使用年数

建替えにより再整備した施設は「目標使用年数」を築後60年、改修を行った施設は「目標使用年数」を法定耐用年数+20年と設定し、施設の長期使用を目指します。

(5) 再整備において配慮する事項

施設の再整備を行う際は次の点に配慮し、検討、実施します。

ア ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）

計画・設計段階において、総合的視点で多面的評価を行い、建設費と運用管理費を含む全体コストの低減を図ります。

【配慮事項の具体例】

- ・ 省エネルギー化による光熱水費の低減
- ・ 汚れにくい仕上げ材料の採用による衛生清掃費の低減
- ・ メンテナンスに配慮した動線やスペースの確保など保全性に優れた計画
- ・ 工事の際の、計画・設計内容の適正さの検証による建設コストの低減

イ ユニバーサルデザイン

「千葉市バリアフリーマスタープラン」等に基づき、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等、誰もが安全かつ安心して利用できる構造にするなど、ユニバーサルデザインに配慮します。

【配慮事項の具体例】

- ・ エレベータの設置
- ・ 多目的トイレの設置
- ・ 案内表示の工夫

ウ 環境性能向上に向けた取り組み

「千葉市地球温暖化対策実行計画」（令和５年４月策定）の考え方に基づき、環境に対する負荷を最小限に抑えるための手法を検討します。

【配慮事項の具体例】

- ・ 断熱材や省エネ設備の採用
- ・ 再生可能エネルギーの導入

エ 新たなニーズへの対応

公民館・図書館に求められる新たなニーズへの的確な対応を図ります。

【配慮事項の具体例】

- ・ クールスポット機能
- ・ 自習室の設置
- ・ 地域開放施設の設置
- ・ 自動貸出機や自動返却機など、図書館の運用面の ICT 化に資する機器の設置
- ・ 情報端末の設置など、図書館におけるデジタル情報が利用可能な環境の整備

オ 将来のニーズ等に対応する柔軟性の確保

人口減少や社会状況の変化に伴い、将来的に公民館・図書館の役割が変化することから、様々な変化に対応できるよう施設の柔軟性を確保します。

【配慮事項の具体例】

- ・調理室や音楽室、和室専用室から多目的利用可能な会議室への変更
- ・電子書籍の普及など、将来の変化に柔軟に対応するため、移動可能な書架を設置

カ 避難所機能（公民館のみ）

地域拠点の機能を有する公民館は、社会教育施設のみならず、「千葉市地域防災計画」において、大地震や台風などの自然災害が発生した際の「避難所」に位置付けられています。

災害や緊急事態が発生した際、公民館は安全で迅速な避難をサポートし、地域住民にとって重要な避難場所となることから、地域拠点施設としての機能を十分に果たすため、原則1中学校区に1館を基本としつつ、公民館周辺の公共施設の配置状況や地域住民の実情などを考慮して、避難所機能の維持・向上を図ります。

【配慮事項の具体例】

- ・災害時備蓄品保管場所の設置
- ・情報提供設備（災害時用公衆電話、デジタルサイネージ、Wi-Fi環境等）の設置
- ・自家発電設備の設置
- ・災害用トイレ（マンホールトイレ）の設置

（6）標準的なスケジュール

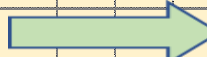
ア 建替え（複合化・集約化など）

標準的な期間は、利用者・住民説明等や設計・工事の期間を考慮し、5年間を想定しています。

建替え（複合化・集約化など）の標準的なスケジュール																										
工程内容	5年前				4年前				3年前				2年前				1年前				供用開始					
	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3		
利用者・住民説明等	■																									
基本計画策定		■																								
基本設計					■																→					
実施設計									■																	
建築・設備工事													■													
外構工事																	■									

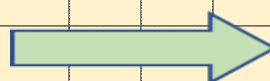
イ 大規模改修

標準的な期間は、利用者・住民説明等や設計・工事の期間を考慮し、3年間で想定しています。

大規模改修工事の標準的なスケジュール																
工程内容	3 年前				2 年前				1 年前				供用開始			
	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3
利用者・住民説明等																
改修設計																
建築・設備工事																

ウ 改修

標準的な期間は、利用者・住民説明等や設計・工事の期間を考慮し、2年間で想定しています。

改修工事の標準的なスケジュール												
工程内容	2年前				1年前				供用開始			
	4	8	12	3	4	8	12	3	4	8	12	3
利用者・住民説明等												
改修設計												
建築・設備工事												

(7) 市民理解の促進・市民ニーズの反映

施設ごとの再整備にあたっては、「千葉市公共施設等総合管理計画」における「市民とともにつくる再配置計画」の考え方に沿って地元説明等の実施により市民理解を得るとともに市民ニーズの的確な反映に努めます。

また、再整備期間中に休館や利用制限が生じる場合は、市民サービスに配慮します。

(8) 推進体制

本市では、平成23年度に資産経営部を新設し、公有財産の有効活用、維持管理経費の最適化等を全庁横断的に推進しており、また、平成28年度当初予算編成より、市有建築物（学校、市営住宅、インフラ等を除く一般施設）の保全業務（小規模な修繕や特殊設備等を除く）に関する予算を都市局建築部に一括配当し、一元的に執行する取組みを実施しているところであり、再整備にあたっては、これら関係部局との連携を図り進めていきます。

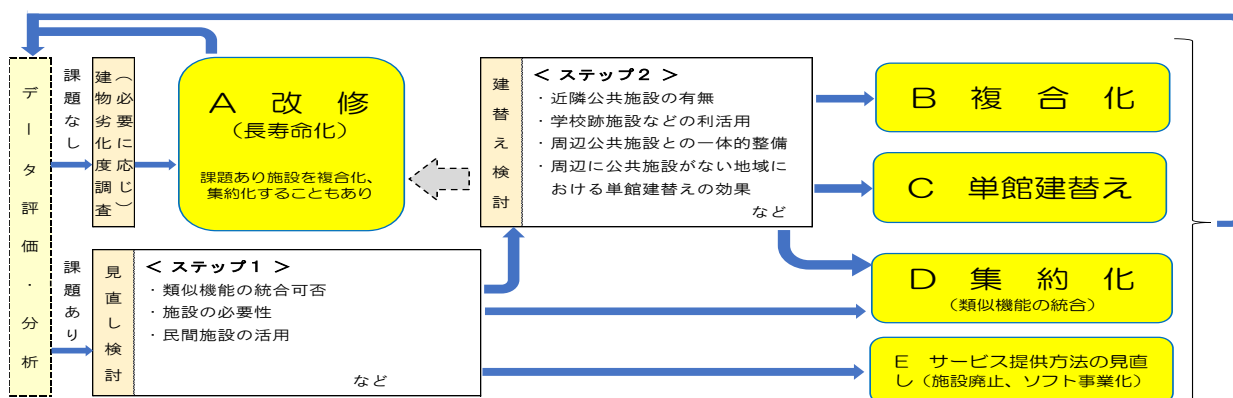
(1) 計画期間中に建替えにより再整備する施設

※利用調整や施設、設備の不具合の状況等を踏まえ、対象施設、対応方針、事業着手時期が変更となることがあります。3年程度を目安に行う中間見直しにおいて、適宜見直します。

№	区	施設名	所在地	構造	床面積 (㎡)	築年数 (R7.4.1)	優先順位 考え方	事業 着手	再整備の 方向性	
1	若	千城台公民館	若葉区千城台西2-1-1	鉄筋コンクリート造	1,033.88	52年	①、②、③	前期	B 複合化	
2	若	若葉図書館	若葉区千城台西2-1-1	鉄筋コンクリート造	1,146.91	50年	①、②、③			
3	緑	椎名公民館	緑区富岡町290-1	鉄筋コンクリート造	419.89	50年	①、②、③		B 複合化	
4	緑	緑図書館土気図書室	緑区土気町1634	鉄筋コンクリート造	196.00	55年	①、②、③		B 複合化	
5	緑	土気公民館	緑区土気町1631-7	鉄筋コンクリート造	501.88	43年	②、③			
6	中	みやこ図書館白旗分館	中央区白旗1-3-16	鉄筋コンクリート造	548.00	51年	①、③		中期	「B 複合化」 を優先的に 検討
7	花	花見川公民館	花見川区柏井町1590-8	鉄筋コンクリート造	604.27	50年	①、③			
8	若	加曽利公民館	若葉区加曽利町892-6	鉄筋コンクリート造	405.00	49年	①			
9	中	葛城公民館	中央区葛城2-9-2	鉄筋コンクリート造	415.56	53年	①	後期		
10	中	川戸公民館	中央区川戸町403-1	鉄筋コンクリート造	403.84	51年	①			
11	中	末広公民館	中央区末広3-2-2	鉄筋コンクリート造	410.15	52年	①			
12	中	椿森公民館	中央区椿森6-1-11	鉄筋コンクリート造	403.58	51年	①			
13	中	星久喜公民館	中央区星久喜町615-7	鉄筋コンクリート造	405.01	48年	①	後期		
14	稲	千草台公民館	稲毛区天台3-16-5	鉄筋コンクリート造	505.13	46年	①			
15	若	若葉図書館西都賀分館	若葉区西都賀2-8-8	鉄筋コンクリート造	762.04	50年	①、③			
16	若	みつわ台公民館	若葉区みつわ台3-12-17	鉄筋コンクリート造	606.50	43年	③			

【再整備検討手法の流れ（再掲）】

また、利用者の安全面に配慮し、随時、施設維持に必要な「修繕」を行う。



注：「建替え検討」では、まず、複合化の可否を検討し、可能な場合は「B 複合化」により対応する。

(2) 計画期間中に改修により長寿命化を図る施設

公民館 15 施設、図書館 1 施設 計 16 施設

※施設、設備の不具合の状況等を踏まえ、対象施設、対応方針、事業着手時期が変更となることがあります。3 年程度を目安に行う中間見直しにおいて、適宜見直します。

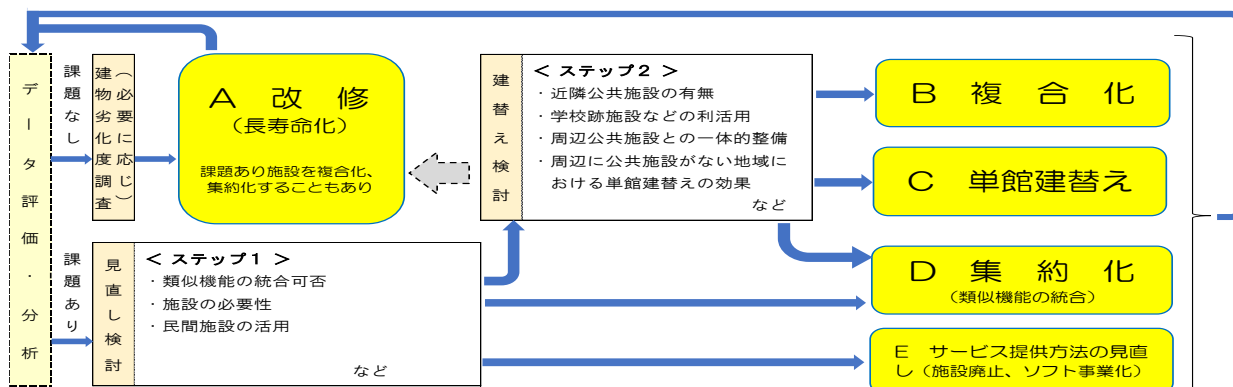
Nº	区	施設名	所在地	構造	床面積 (㎡)	築年数 (R7.4.1)	事業 着手
1	稲	小中台公民館	稲毛区小仲台5-7-1	鉄筋コンクリート造	948.43	35年	前期
2	稲	轟公民館	稲毛区轟町1-12-3	鉄筋コンクリート造	773.64	23年	
3	稲	黒砂公民館	稲毛区黒砂2-4-18	鉄筋コンクリート造	767.31	21年	
4	中	新宿公民館	中央区中央区新宿2-16-14	鉄筋コンクリート造	1,201.00	20年	
5	美	高浜公民館	美浜区高浜1-8-3	鉄筋コンクリート造	584.99	37年	
6	中	宮崎公民館	中央区宮崎2-5-22	鉄筋コンクリート造	1,173.33	26年	
7	花	検見川公民館	花見川区検見川町3-322-25	鉄筋コンクリート造	576.48	45年	
8	若	若松公民館	若葉区若松町2117-2	鉄筋コンクリート造	507.71	42年	
9	緑	緑図書館	緑区おゆみ野3-15-2	鉄筋コンクリート造	1,940.06	25年	
10	美	稲浜公民館	美浜区稲毛海岸3-4-1	鉄筋コンクリート造	568.47	39年	中期
11	中	生浜公民館	中央区生実町67-1	鉄筋コンクリート造	702.88	33年	
12	花	幕張公民館	花見川区幕張町4-602	鉄骨造	1,213.38	32年	
13	花	花園公民館	花見川区花園3-12-8	鉄筋コンクリート造	914.79	31年	後期
14	花	幕張本郷公民館	花見川区幕張本郷2-19-33	鉄筋コンクリート造	636.67	30年	
15	若	桜木公民館	若葉区桜木3-17-29	鉄筋コンクリート造	798.35	29年	
16	緑	誉田公民館	緑区誉田町1-789-49	鉄筋コンクリート造	1,609.13	29年	

【再整備検討手法の流れ（再掲）】

＜再整備検討フロー＞

フローに沿って施設毎に検討を行い、A～Eにより対応する。

また、利用者の安全面に配慮し、随時、施設維持に必要な「修繕」を行う。



(3) 次期計画以降で対応または検討する施設

公民館 20施設、図書館 9施設 計 29施設

※築年順に記載していますが、No.26～29の施設は大規模改修済のため、最下段に記載しています。

※利用調整や施設、設備の不具合の状況等を踏まえ、事業着手時期が変更となることがあります。また、3年程度を目安に行う中間見直しにおいて、適宜見直します。

№	区	施設名	所在地	構造	床面積 (㎡)	築年数 (R7.4.1)
1	若	大宮公民館	若葉区大宮町3221-2	鉄筋コンクリート造	503.50	47年
2	若	更科公民館	若葉区更科町2254-1	鉄筋コンクリート造	354.88	46年
3	花	さつきが丘公民館	花見川区さつきが丘1-32-4	鉄筋コンクリート造	504.66	45年
4	稲	草野公民館	稲毛区園生町384-93	鉄筋コンクリート造	505.79	44年
5	美	幕張西公民館	美浜区幕張西2-6-2	鉄筋コンクリート造	578.25	44年
6	花	長作公民館	花見川区長作町1722-1	鉄筋コンクリート造	507.00	42年
7	稲	山王公民館	稲毛区六方町55-29	鉄筋コンクリート造	518.38	41年
8	美	磯辺公民館	美浜区磯辺1-48-1	鉄筋コンクリート造	518.10	41年
9	稲	都賀公民館	稲毛区作草部2-8-53	鉄筋コンクリート造	541.89	40年
10	稲	緑が丘公民館	稲毛区宮野木町1807-3	鉄筋コンクリート造	540.67	40年
11	花	朝日ヶ丘公民館	花見川区朝日ヶ丘1-1-30	鉄筋コンクリート造	540.33	38年
12	美	幸町公民館	美浜区幸町2-12-14	鉄筋コンクリート造	1,062.27	38年
13	稲	稲毛公民館	稲毛区稲毛1-10-17	鉄筋コンクリート造	556.34	37年
14	緑	越智公民館	緑区越智町822-7	鉄筋コンクリート造	625.72	36年
15	中	みやこ図書館	中央区都町3-11-3	鉄筋コンクリート造	1,753.68	35年
16	花	みずほハスの花図書館	花見川区瑞穂1-1	鉄筋コンクリート造	490.10	33年
17	中	松ヶ丘公民館	中央区松ヶ丘町257-2	鉄筋コンクリート造	1,044.02	32年
18	稲	稲毛図書館	稲毛区小仲台5-1-1	鉄筋コンクリート造	2,799.86	28年
19	美	打瀬公民館	美浜区打瀬2-13	鉄筋コンクリート造	1,167.34	23年
20	美	美浜図書館打瀬分館	美浜区打瀬2-13	鉄筋コンクリート造	717.70	23年
21	花	花見川図書館花見川団地分館	花見川区花見川3-31-101	鉄筋コンクリート造	801.75	20年
22	若	白井公民館	若葉区野呂町622-10	鉄筋コンクリート造	749.80	19年
23	若	若葉図書館泉分館	若葉区野呂町622-10	鉄筋コンクリート造	499.86	19年
24	緑	おゆみ野公民館	緑区おゆみ野中央2-7-6	鉄筋コンクリート造	1,098.35	18年
25	花	犢橋公民館	花見川区犢橋町162-1	鉄骨造	581.99	7年
26	花	こてはし台公民館	花見川区こてはし台5-9-7	鉄筋コンクリート造	617.27	47年
27	花	花見川図書館	花見川区こてはし台5-9-7	鉄筋コンクリート造	631.58	47年
28	美	美浜図書館	美浜区高洲3-12-1	鉄筋コンクリート造	878.91	44年
29	緑	緑図書館あすみが丘分館	緑区あすみが丘7-2-4	鉄筋コンクリート造	511.92	32年

3 事業費の推計

計画期間内における計画対象施設の再整備と維持管理のための修繕に必要な事業費の推計を行いました。

(1) 推計の考え方

ア 単価等

- ・設計及び工事に係る㎡単価は、実績等を考慮。
- ・単館建替は4か年度、複合化は5か年度、改修は2か年度で事業費を計上。

内容	単館建替		複合化		改 修	
	㎡単価	実施時期	㎡単価	実施時期	㎡単価	実施時期
解体設計	1万円	1年目	1万円	4年目		
解体工事	10万円	2年目	10万円	5年目		
新築設計	7万円	1・2年目	7万円	1・2年目		
新築工事	70万円	3・4年目	70万円	3・4年目		
改修設計					3.5万円	1年目
改修工事					35万円	2年目

- ・その他、必要な修繕費を計上。

イ 推計方法

- ・建築年度に応じて再整備を行うと仮定した「平準化なし（計画前）」と本計画の対応方針に沿って再整備を行う「平準化あり（計画後）」の2通りで試算。
- ・それぞれの試算条件は下表のとおり。

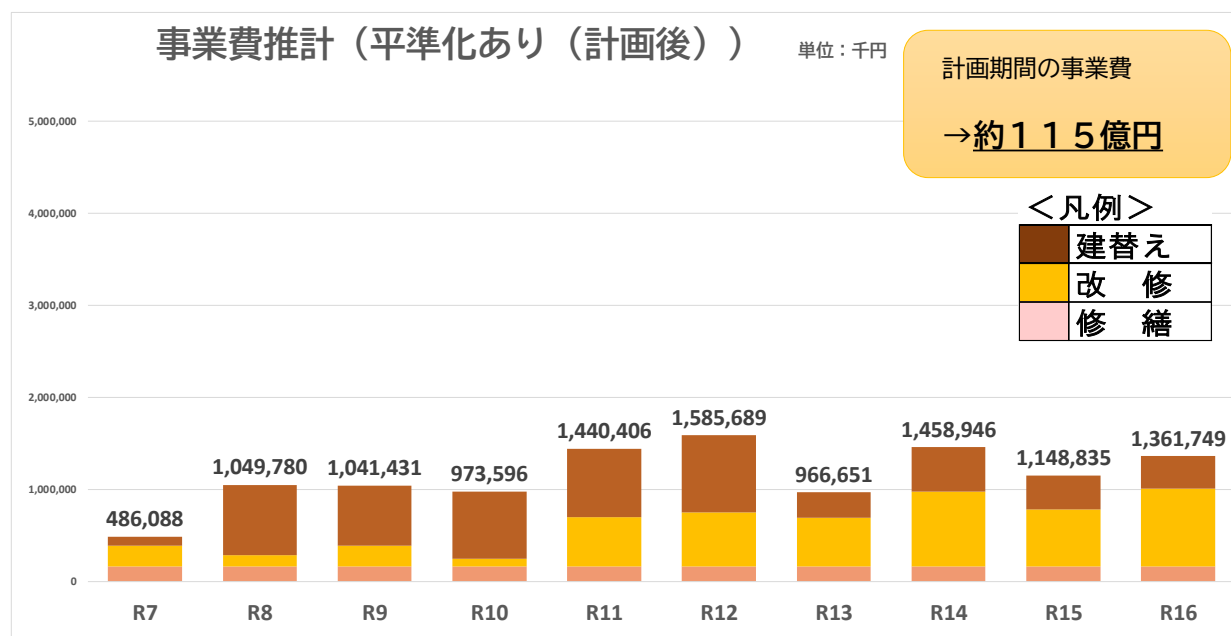
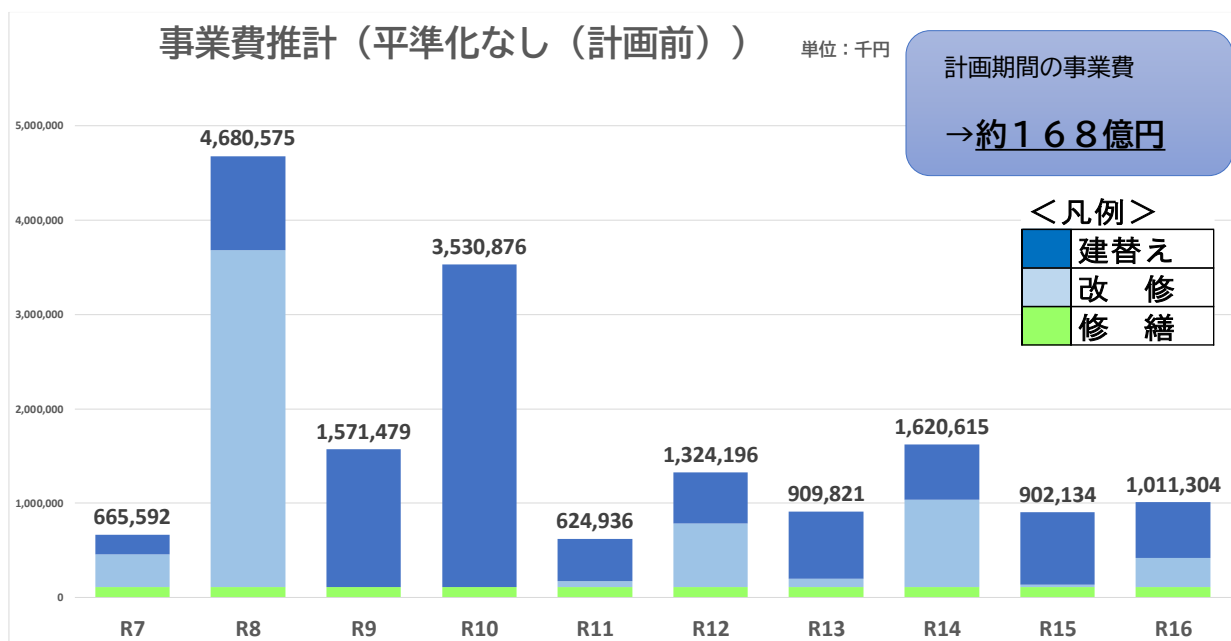
工事内容		平準化なし（計画前）	平準化あり（計画後）
工事費	改 修	【対象施設】 資産の総合評価が「計画的保全」 【実施時期】 建築後30年	【対象施設】 本計画の対応方針が「A改修」 【実施時期】 <u>本計画の事業着手時期</u>
	複合化 建替え	【対象施設】 資産の総合評価が「見直し」「当面継続」 【実施時期】 建築後50年 【面積】 現在と同規模	【対象施設】 本計画の対応方針が「B複合化」「C単館建替」 【実施時期】 <u>本計画の事業着手時期</u> 【面積】 <u>既存面積を概ね15%減</u>
修繕費		令和4～6年度予算の3か年平均	令和4～6年度予算の3か年平均×1.5 （※再整備時期を後ろ倒しすることによる維持管理に必要な修繕費の増を計上）

(2) 計画期間の事業費

「平準化なし（計画前）」の試算では、計画期間 10 年間で約 168 億円の事業費となる見通しです。

また、施設の耐用年数に沿って再整備を行うと、直近数年間に事業費が集中することが見込まれます。

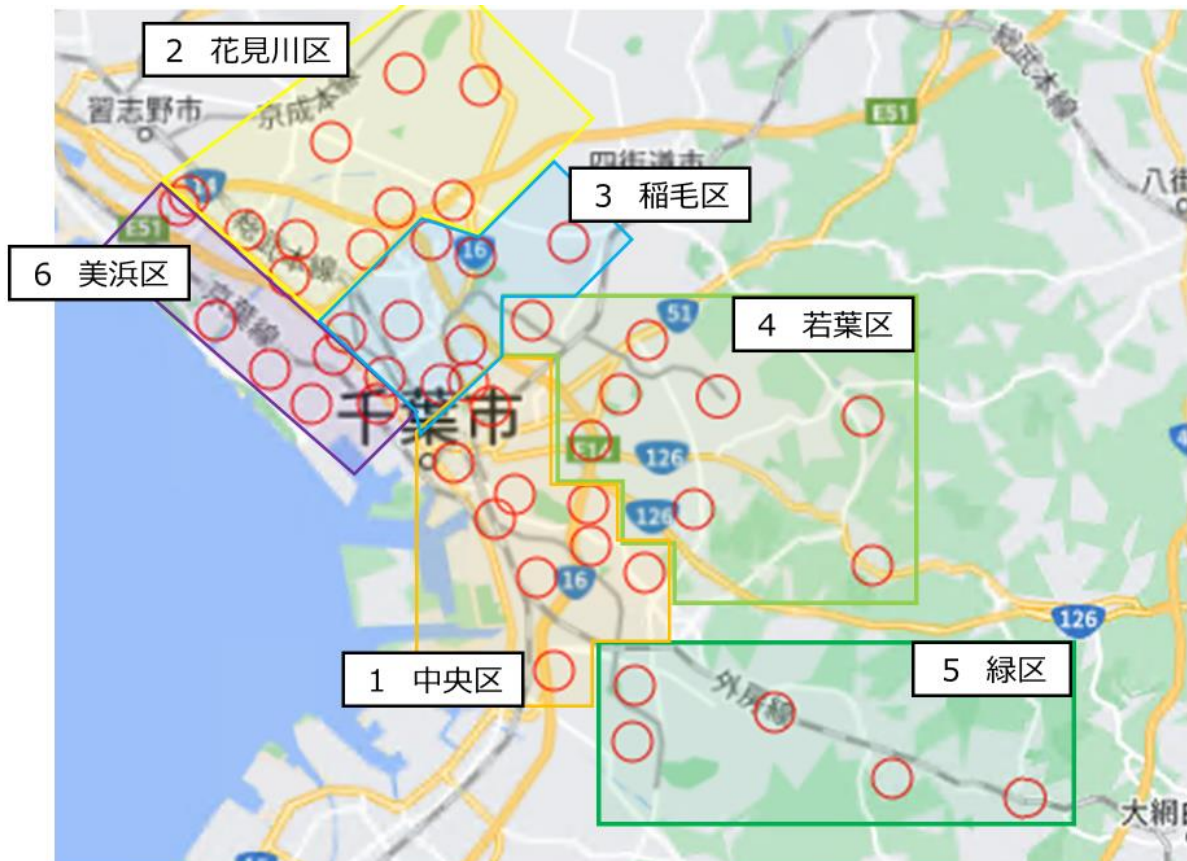
「平準化あり（計画後）」の試算では、計画期間 10 年間で約 115 億円の事業費となる見通しです。



【参考】

1 公民館の配置状況

(1) 市全体の配置状況



(2) 区ごとの配置状況

ア 中央区



No.	施設名	人口 (人)
①	宮崎公民館	8,963
②	葛城公民館	6,062
③	末広公民館	6,149
④	椿森公民館	8,568
⑤	川戸公民館	2,985
⑥	星久喜公民館	3,237
⑦	松ヶ丘公民館	4,276
⑧	生浜公民館	2,154
⑨	新宿公民館	12,467

※「人口 (人)」は、各公民館0.5km圏内の人口 (R2国勢調査)

イ 花見川区



No.	施設名	人口 (人)
①	花見川公民館	2,675
②	犢橋公民館	1,448
③	こてはし台公民館	2,103
④	さつきが丘公民館	6,503
⑤	長作公民館	2,894
⑥	検見川公民館	9,478
⑦	朝日ヶ丘公民館	8,706
⑧	花園公民館	7,393
⑨	幕張本郷公民館	9,921
⑩	幕張公民館	7,324

※「人口 (人)」は、各公民館0.5km圏内の人口 (R2国勢調査)

ウ 稲毛区



No.	施設名	人口（人）
①	轟公民館	6,536
②	小中台公民館	10,823
③	千草台公民館	9,220
④	草野公民館	5,137
⑤	山王公民館	2,957
⑥	都賀公民館	6,561
⑦	緑ヶ丘公民館	6,176
⑧	黒砂公民館	8,941
⑨	稲毛公民館	8,052

※「人口（人）」は、各公民館0.5km圏内の人口（R2国勢調査）

エ 若葉区



No.	施設名	人口（人）
①	千城台公民館	4,281
②	加曽利公民館	3,398
③	大宮公民館	3,083
④	みつわ台公民館	6,005
⑤	若松公民館	3,184
⑥	桜木公民館	3,267
⑦	白井公民館	213
⑧	更科公民館	248

※「人口（人）」は、各公民館0.5km圏内の人口（R2国勢調査）

オ 緑区



No.	施設名	人口（人）
①	椎名公民館	2,369
②	土気公民館	2,337
③	越智公民館	815
④	誉田公民館	2,887
⑤	おゆみ野公民館	5,499

※「人口（人）」は、各公民館0.5km圏内の人口（R2国勢調査）

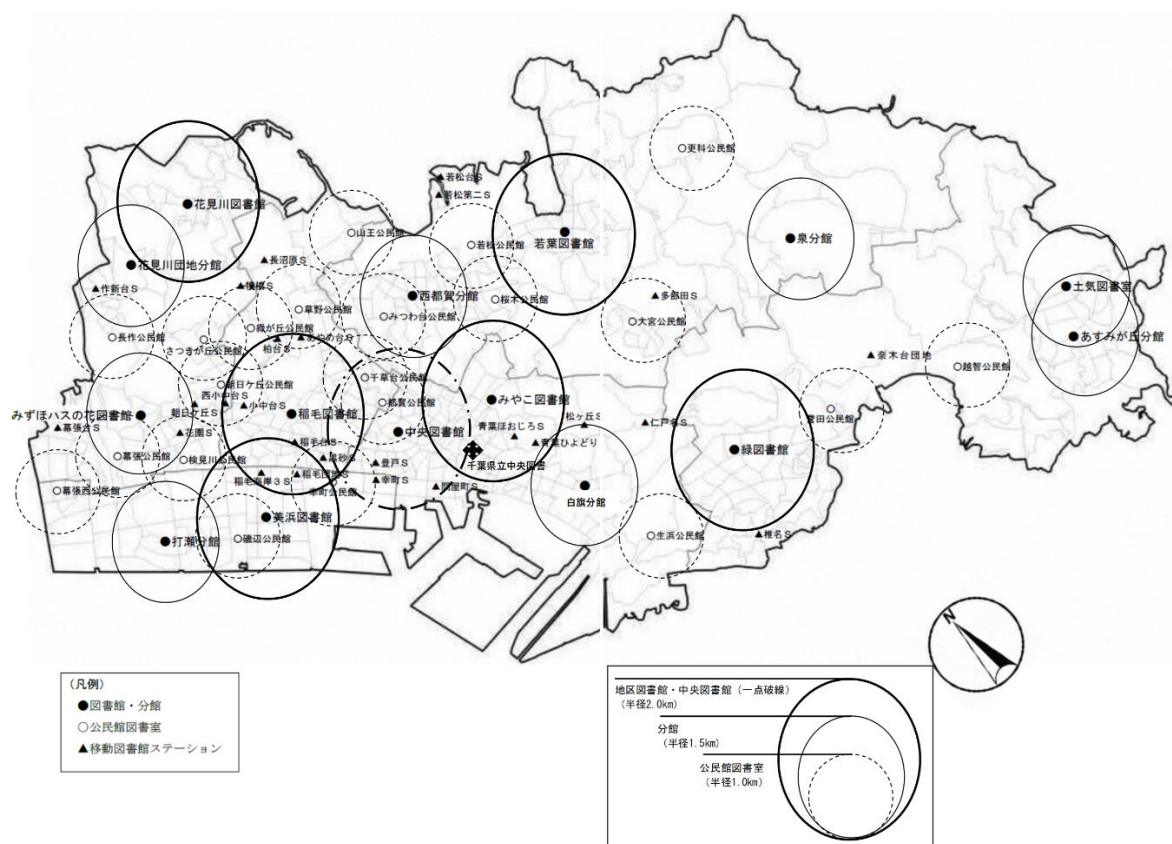
カ 美浜区



No.	施設名	人口（人）
①	高浜公民館	9,896
②	幕張西公民館	7,347
③	磯辺公民館	5,192
④	稲浜公民館	8,407
⑤	幸町公民館	7,851
⑥	打瀬公民館	18,476

※「人口（人）」は、各公民館0.5km圏内の人口（R2国勢調査）

2 図書館の配置状況



【公民館・図書館の利用状況について】

各公民館・図書館の利用状況については、施設ごとに情報を総合的・一覽的に表示し、現状を可視化した「資産カルテ」に掲載しています。

※資産カルテ掲載場所（千葉市 HP 内）

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/shisankarte.html>

また、公民館の利用者状況に関する情報については、「千葉市の社会教育」に、図書館の利用者状況に関する情報は「千葉市の図書館」にも掲載しています。

※千葉市の社会教育掲載場所（千葉市 HP 内）

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu/shakaikyouiku.html>

※千葉市の図書館掲載場所（千葉市図書館 HP 内）

<https://www.library.city.chiba.jp/management/outline.html>

3 関係法令

<公民館関係>

【教育基本法】

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

【社会教育法】

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

<図書館関係>

【教育基本法】

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【図書館法】

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。